

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第10号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
<省略>						<省略>					
デジタルリサーチセンター専用市長印	瀬戸市長印 デジタルリサーチセンター専用	古印体	21×21	使用許可専用	情報課長	デジタルリサーチセンター専用市長印	瀬戸市長印 デジタルリサーチセンター専用	古印体	21×21	使用許可専用	デジタルリサーチセンターの長（当該公所長を置かない場合には情報課長）
パティと市民サービスセンター専用市長印	瀬戸市長印 パティと市民サービスセンター専用	古印体	21×21	諸証明専用	パティと市民サービスセンターの長（当該公所長を置かない場合は市民課長）	パティと市民サービスセンター専用市長印	瀬戸市長印 パティと市民サービスセンター専用	古印体	21×21	諸証明専用	パティと市民サービスセンターの長

野地民一スン一用長 菱団市サビセタ専市印	<table border="1"> <tr><td>瀬戸市印</td></tr> <tr><td>長</td></tr> <tr><td>菱野団地市民セ用 サ一タ一ス専</td></tr> </table>	瀬戸市印	長	菱野団地市民セ用 サ一タ一ス専	古印体	21×21	諸証明専用	地一ン長公置場つ民 団サセ所該をいあ市 野民ス一当長なには 菱市ビタ(所か合て課	野地民一スン一用長 菱団市サビセタ専市印	<table border="1"> <tr><td>瀬戸市印</td></tr> <tr><td>長</td></tr> <tr><td>菱野団地市民セ用 サ一タ一ス専</td></tr> </table>	瀬戸市印	長	菱野団地市民セ用 サ一タ一ス専	古印体	21×21	諸証明専用	地一ン長 団サセ所 野民ス一 菱市ビタ
瀬戸市印																	
長																	
菱野団地市民セ用 サ一タ一ス専																	
瀬戸市印																	
長																	
菱野団地市民セ用 サ一タ一ス専																	
<省略>						<省略>											
苑用長 斎専市印	<table border="1"> <tr><td>瀬戸市印</td></tr> <tr><td>長</td></tr> <tr><td>斎専 苑用</td></tr> </table>	瀬戸市印	長	斎専 苑用	古印体	21×21	火葬済証及び斎苑の使用許可専用	安全 生活 生課長	苑用長 斎専市印	<table border="1"> <tr><td>瀬戸市印</td></tr> <tr><td>長</td></tr> <tr><td>斎専 苑用</td></tr> </table>	瀬戸市印	長	斎専 苑用	古印体	21×21	火葬済証及び斎苑の使用許可専用	生活課長
瀬戸市印																	
長																	
斎専 苑用																	
瀬戸市印																	
長																	
斎専 苑用																	
<省略>						<省略>											
防部用長 消本専市印	<table border="1"> <tr><td>瀬戸市印</td></tr> <tr><td>長</td></tr> <tr><td>消防本部専用</td></tr> </table>	瀬戸市印	長	消防本部専用	古印体	21×21	危険物製造所等の規制事務及び煙火の消費許可事務専用	部 本課 防消 防消	防部用長 消本専市印	<table border="1"> <tr><td>瀬戸市印</td></tr> <tr><td>長</td></tr> <tr><td>消防本部専用</td></tr> </table>	瀬戸市印	長	消防本部専用	古印体	21×21	危険物製造所等の規制事務専用	部 本課 防消 防消
瀬戸市印																	
長																	
消防本部専用																	
瀬戸市印																	
長																	
消防本部専用																	
<省略>						<省略>											

この規則は、平成26年4月1日から施行する。